

南阿蘇村 復興むらびくり だより



VOL.34

復興推進課
TEL(67) 1113

《非課税世帯に対する義援金》
熊本地震で被災された方々のうち、非課税世帯の方に配分する義援金です。

【現行】令和2年3月31日

【今後】申請期間の延長は行いません

※なお、申請期間終了後、新たに申請される場合は左記のような対応で受付を行います。

■住まいの再建支援策の申請期限延長について
平成28年熊本地震復興基金交付金事業の申請期限が左記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

【対象事業】

- ・自宅再建利子助成
- ・リバースモーゲージ利子助成
- ・自宅再建諸経費助成
- ・リバースモーゲージ諸経費助成
- ・民間賃貸住宅入居支援助成
- ・転居費用助成
- ・公営住宅入居支援

【現行】令和2年3月31日

【今後】令和3年3月31日

（例）
・県外に居住しており、情報が届いていなかった。
・長期入院しており、申請に来ることができなかつた。

▼期限後に半壊から解体または全壊に被害状況が変更となつた場合は、配分基準の差額を支給いたします。

※非課税世帯となる可能性がある世帯には既に案内通知をしております。すでに支給対象でないと判断されている方は、手続きは不要です。その他の方でチャートにより確認され、支給対象となつた場合には、申請書を復興推進課窓口までご持参いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

南阿蘇村役場 復興推進課

TEL 0967 (67) 1113

熊本地震で被災された方々に配分される義援金の申請期限が左記のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

【一部損壊義援金】

り災判定が「一部損壊」の世帯を対象に配分する義援金です。

【現行】令和2年3月31日

【今後】令和3年5月13日



施工中の新阿蘇大橋（全景）

■熊本地震伝承公式アプリ「つなぐ」 新スポット追加！

昨年3月から配信を開始している本アプリに、新しいスポット「新阿蘇大橋（仮称）」が追加されることとなりました。

現在南阿蘇村では、熊本地震により落橋した阿蘇大橋に替わる新しい橋の建設が、国土交通省代理で進められています。施工にあたり、国土交通省で建設完了までのシミュレーションCG動画を作成されており、本アプリで3月11日から配信しています。

またCG動画の他に、施工中の新阿蘇大橋（仮称）の写真や夜のライトアップ写真等も掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。



アプリのダウンロードは
こちらから▶